

公共工事三者検討会実施要領

平成30年 3月 1日

県土整備部技術企画課

（目的）

第1 公共工事において、円滑な事業執行及び良好な品質を確保するためには、発注者、設計者及び施工者が、事業目的、設計思想・条件、関係機関等との協議状況等を共有することが必要不可欠である。

このため、発注者、設計者及び施工者が工事着手前等において一堂に会して、情報の共有及び施工上の課題や対応方法などの意見交換等を行う場として開催する「三者検討会」に関し、必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2 公共工事三者検討会（以下「三者検討会」という。）は、次の各号に定める発注者、設計者及び施工者で構成する。

- （1） 発注者 当該工事の総括監督員及び主任監督員を原則とする。ただし、必要に応じて、当該工事を発注する機関（以下「執行機関」という。）の職員及び当該工事を所管する事業担当課の職員も含むものとする。
- （2） 施工者 当該工事における宮崎県工事請負契約約款第10条で定める現場代理人及び監理（主任）技術者を原則とする。ただし、監督員が認めた場合に限り、専門技術者並びに当該工事の元請負者が下請負契約を締結した者、その他の下請負者の主任技術者及び専門技術者も含むものとする。
- （3） 設計者 当該工事の詳細設計に関する業務の管理技術者を原則とする。ただし、監督員が認めた場合に限り、当該詳細設計に関連するその他の設計、測量及び調査に関する業務の管理技術者並びにその他設計に関する関係者も含むものとする。

（対象工事）

第3 三者検討会の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、県土整備部所管の工事（建築工事を除く）のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ執行機関の長が必要と認めるものとする。

- （1） 構造物に関する工種を有する工事（構造計算を実施しているものに限る。
現場打ち、プレキャスト、本設又は仮設の別は問わない。）
- （2） 杭基礎に関する工種を有する工事
- （3） 軟弱地盤上での施工に関する工種を有する工事
- （4） 地盤改良に関する工種を有する工事
- （5） 地すべり対策及び斜面对策に関する工種を有する工事
- （6） 多自然工法による工種を有する河川及び砂防工事

- (7) トンネル工事
- (8) 技術的難易度の高い工種を有する工事
- (9) 設計条件や施工条件で不確定な要素を有している工事
- (10) 複雑な設計又は施工条件の工事（地盤条件、水理条件、施工計画等）
- (11) 作業工程に制約がある工事
- (12) 設計意図の確実な伝達が重要な工事
- (13) 近傍の工事・調査との調整が必要な工事
- (14) 新技術・新工法を用いる工事
- (15) 環境保全に特別な配慮が必要な工事
- (16) 景観形成に特別な配慮が必要な工事（設計思想の確認等が必要な工事）
- (17) その他、執行機関の長が必要と認める工事（施工者からの開催要請があった場合を含む。）

（対象とする事項）

第4 三者検討会は、次に掲げる事項を検討対象とする。

- (1) 詳細設計の設計意図に関する事項
- (2) 宮崎県工事請負契約約款第18条に関する事項
- (3) 土木工事共通仕様書第1編第1章第1節1-1-3の第2項又は各仕様書の設計図書の照査等に関する事項
- (4) 土木設計業務等委託契約書第40条第2項に関する事項
- (5) その他の事項

（三者検討会の開催）

第5 対象工事の受注者は、工事着手前に土木工事共通仕様書第1編第1章第1節1-1-3の第2項に定めるとおり、設計図書の照査を実施し、発注者に照査後質問書（必要に応じて質問の根拠となる資料を含む。）を提出するとともに三者検討会の開催を要請するものとする。

2 対象工事の発注者は、前項に定める開催要請を受けた後、開催日時、出席者等必要事項を調整し、各構成員に対して三者検討会の開催を通知する。なお、下請負者に対する通知は、対象工事の受注者が行うものとする。

3 三者検討会の開催回数は1回を原則とするが、各構成員が同意する場合には、追加開催できるものとする。

4 各構成員は、契約図書である設計図面等と現場の整合性及び設計意図を確認した上で、当該工事に関して必要な設計変更の内容を検討するとともに、その設計図面等の修正実施者及び費用負担を調整するものとする。

5 発注者及び施工者が参加するための経費については各自が、設計者が参加するための経費（打合せ、旅費等の費用）は発注者が負担するものとする。

（検討事項の合意）

第6 三者検討会により検討された事項について、検討会終了後に、三者で検討事項確認書を作成するものとする。

（設計変更の責めが設計者にある場合の対応）

第7 設計変更の責めが設計者にあり、詳細設計に関する修正が必要な場合には、次の各号に掲げる区分に応じて取り扱うものとする。

- （1） 土木設計業務等委託契約書のかし担保期間内であり、修正内容が軽微なもの 当該設計業務の発注者が文書により設計者に修正を要請する。
- （2） 土木設計業務等委託契約書のかし担保期間内であり、修正内容が軽微ではないもの 当該設計業務の発注者が土木設計業務等委託契約書第40条第2項に基づき修補の請求を行う。
- （3） 土木設計業務等委託契約書のかし担保期間を過ぎている場合 当該工事の発注者による修正又は別途に修正設計業務を発注することを原則とする。

（その他）

第8 この要領に定めるもののほか、三者検討会の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

本要領の施行に伴い、「公共工事三者検討会試行要領（平成20年3月7日県土整備部技術企画課定め。）」は廃止する。